

# 高坂丘陵ねっと運営規約

## 第 1 条 (名称)

この事業は、「高坂丘陵ねっと」と称し、地域の情報をホームページで発信する。

## 第 2 条 (目的)

- (1) 高坂丘陵地区住民に対して、住みやすく安心安全が確保でき、住民相互の連携が図れるよう、様々な情報サービスを実施する。
- (2) 高坂丘陵地区ハートピアまちづくり協議会に参画する各団体の情報・記録等について、必要に応じてサイト内に保存管理し検索利用できるようにする。各団体の情報サービス、および各団体相互の情報共有など、組織運営の為の情報サービスは、必要なセキュリティ保護のもとで実施する。
- (3) 高坂丘陵を含む東松山市域・比企地域の多様な情報発信により、豊かな自然と歴史を有する地域の認知度・魅力度の向上を図り、ひいては地域住民に益するツールとして利用できるようにする。

## 第 3 条 (高坂丘陵ねっと運営委員会)

高坂丘陵地区ハートピアまちづくり協議会の構成団体員およびこの目的に賛同し参画する個人により、高坂丘陵ねっと運営委員会(以下「運営委員会」と呼ぶ)を設け、事務所を委員長宅に置く。

2 運営委員会は原則として月 1 回開催し、次のことを審議する。

- (1) 高坂丘陵ねっと掲載コンテンツ制作等の調整一決定。
- (2) 事業運営に係る事項。
- (3) 事業計画および事業報告、収支決算・監査等。

## 第 4 条 (運営委員の選任・任期等)

運営委員の選任、解任は運営委員会で行う。

- 2 委員長は運営委員の中から選出する。
- 3 委員長は運営に必要な役職を運営委員の中から任命する。
- 4 委員長及び役職者の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

## 第 5 条 (経費)

運営経費は高坂丘陵地区ハートピアまちづくり協議会及び東松山市自治会連合会高坂丘陵支部からの助成金並びに高坂丘陵ねっとで実施するバナー広告等の収益を充てる。

## 第 6 条 (その他)

本規約の改廃は、運営委員会の決議をもって行う。

## 付 則

- (1) 平成 25 年 11 月 16 日施行。
- (2) 平成 31 年 3 月 16 日改定。